

弁護士 坂 和 章 平

1. 自己紹介

昭和24年1月26日愛媛県松山市生まれ。

昭和46年3月大阪大学法学部を卒業。

昭和47年4月26期司法修習生。

昭和49年4月大阪弁護士会弁護士登録

昭和54年7月坂和章平法律事務所（現・坂和総合法律事務所）を開設。

一般民事事件多数。都市計画、まちづくり関係事件多数。

また共済・損保の交通事故の事件を多数処理。

2. くるま社会と交通事故

運転免許保有率は25歳以上50歳未満の男性の95.4%、女性の80.1%

H8.12/末現在の自動車保有台数は約7203万台

前年に比べて約193万台（2.8%）増

自動車1台当りの人口は1.78人（H8.3/末現在）

（『交通安全白書』（1997年版）より）

H8の交通事故による死亡者は9942人

負傷者は約94万人

（警察庁の調べより）

（参考）

『交通死』（二木雄策著・岩波新書）

（1997年6月出版）

3. 保険（自賠責保険・任意保険）の役割

1) だれもが交通事故の加害者にも、被害者にもなりうる（代替性）、くるま社会の中で保険（自賠責・任意）の担う役割は重要。

→しかし（任意）保険の内容は複雑、一般人には理解しにくい。

2) 保険のむずかしさ

①保険の種類の多様さ

┌自賠責保険（強制保険）

└┬──────────┬─対人賠償保険

└任意保険──┬──┬─対物賠償保険

└──車両保険

└──搭乗者傷害保険 など

②自賠責、任意、裁判所での基準のちがい

③自賠責の重過失減額と一般の過失割合とのちがい

④好意同乗減額とは？

⑤労災保険控除、求償等の関係

⑥運行供用者とは？

⑦他人性とは？

⑧免責条項の解釈の仕方

・許諾被保険者

- ・被保険者の使用者
- ・無免許運転、酒酔運転

3) 1996年保険の自由化（保険料率の自由化）

→その影響は？

以上、『生命保険・損害保険をめぐる法律と税務』

（坂和章平編著・新日本法規出版株式会社）（1997年3月出版）参照

4. 交通事故が発生した場合の対応

└直接交渉

└民事事件（被害者への賠償） ── 保険会社の示談代行

| 賠償義務者 ── 弁護士による示談交渉

| └加害運転手（民法709条） ── 紛争処理センターへ申立

└加害者 ── 雇主（民法715条） ── 調停申立

| | └加害車両の保有者 ── 訴訟提起

| | └ (自賠法3条)

| └刑事事件（業務上過失傷害（致死）被疑（被告）事件
の被疑者（被告人）

| └行政処分（免許取消（停止）など）

| └警察へ人身事故の届出（事故証明取り寄せ）

└被害者 ── 損害の立証（診断書・休業損害証明書等の準備）

└国保・健保・労災の使用（過失相殺がある場合等）

└自賠責へ被害者請求手続（ // ）

5. 示談交渉の大変さ

<その1 加害者として>

例) 例) 被害者の主張 ── 過大請求

└加害者の対応のしかたの悪さ・道義的な要求

(加害者・保険会社の注意事項)

・被害者の被害感情（私は被害者なのに・・・。お見舞いの程度）

・ヤクザや右翼などの代理人としての介入 ── 対処法

・賠償を約束する念書の作成 ── 錯誤による無効

└強迫による取消

・治療の打ち切り、症状固定日のチェック ── 主観的

a 永住者

・被害者が外国人 b 在留・就労資格有り ── 場合の賠償基準

c 不法就労者・在留資格のみ有り

・物損事故においてレンタカー の提供をしたが、

相手方がレンタカーの返還に応じない。 ── →レンタカーの提供期間を明示

<その2 被害者として>

立証責任 ── 被害者（素人）にあり

資料あつめ ── 困難

加害者の資力（任意保険に加入していない場合）

(いくつかの論点)

1) 鍼灸治療 ── 治療長期化のおそれ

2) 既往症・私病の影響 ── 寄与率

3)休業損害・逸失利益（基礎収入・期間）

- a 現実の収入・自賠の定額・平均賃金・賃金センサス
- b 主婦の収入
- c 会社役員の役員報酬
- d 自営業者の収入の証明。過少申告
- e 働く意思のある無職者の逸失利益

5)タクシーによる通院の必要性

6. 争いとなった場合の事実認定の大変さ

1)過失割合の判定

事故の再現——速度、指示器を出した地点など当事者本人ですら正確なところは判らない。

（確認の方法）

- ・裁判において当事者本人を尋問する中で信憑性をみる方法
- ・実況見分調書もいい加減なものはあるが、客観的資料として威力あり
- ・供述調書——不起訴となった場合は取り寄せ不能

→（教訓）・記憶の鮮明なうちにメモをとること

- ・現場保存、写真撮影、信号周期の確認など

2)治療の必要性、因果関係（既往症・私病の影響）

神経的な痛みなど、被害者（患者）の主観によるもの。

——治療の必要性？

（確認の方法）

- ・早い段階から治療費打ち切り通知
- ・交渉段階で担当医師に病状の照会、裁判において担当医師の尋問
- ・カルテ、レントゲン写真の取り寄せ
- ・後遺障害の等級認定

→（教訓）・治療状況等をまめにチェック

- ・治療打ち切りの意思表示を明確に

3)収入の立証

会社役員の場合・過少申告の場合

逸失利益——後遺障害・死亡

（確認の方法）

- ・裁判において当事者本人を尋問する中で信憑性をみる方法
- ・平均賃金、賃金センサス

→（教訓）・正しい申告

7. まとめ

交通事故を起こさないのが1番であることはいうまでもないが、それは不可能。

転ばぬ先の対策として、

- ・事業者としては 1)従業員に対する安全運転の奨励・教育
 - 2)交通事故の処理システムについて知識の習得
 - 3)信頼できる保険会社（しっかりした代理店）
 - と時流にあった十分な補償のある保険契約
- ・一般個人も最低限、任意保険への加入は常識

以 上